

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業

方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解

令和3年9月

横浜市

方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」に対し、4通の意見書(延べ意見数17件)が提出されました。

意見書の概要及び事業者の見解は、表1に示すとおりです。

表1(1) 意見書の概要と事業者の見解

	意見書の概要	事業者の見解
	<p>方法書を下記のキーワードの視点で推敲した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①デミングサイクル ②現状打破(ブレイクスルー) ③バーナード組織の3要素 (組織目的・協働意欲・情報共有) ④首都圏最大規模の巨大空間 ⑤横浜西の玄関口 	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
事業計画	<p>先人から学ぶ「水五訓」黒田官兵衛の教えを活かしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、自ら活動して他を動かしむるは水なり 二、常に己の進路を求めて止まざるは水なり 三、障害にあい激しくその勢力を百倍し得るは水なり 四、自ら潔うして他の汚れを洗い清濁併せ容るるは水なり 五、洋々として大洋を充たし発しては蒸気となり雲となり雨となり雪と変じ霰(あられ)と化し凝(ぎょう)しては玲瓏(れいろう)たる鏡となりたえるも其(その)性を失はざるは水なり 	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
地域の概況及び地域特性	<p>わらべ保育園は名簿に入っているか。</p>	<p>方法書p.3-129「第3章 3.3.5 表 3.3-16 (1) 配慮が特に必要な施設(教育機関等)」に「S02 わらべ細谷戸保育園」として記載しています。</p>

表 1 (2) 意見書の概要と事業者の見解

	意見書の概要	事業者の見解
環境影響評価	<p>大気質は、不慮の排出等の可能性があるため、工事中、常時監視できる機器を2か所くらいに設置してほしい。</p>	<p>今後の環境影響評価手続の中で、「建設機械の稼働に伴う大気質」及び「工事用車両の走行に伴う大気質」の予測を行い、必要に応じて、環境保全のための措置についても検討します。</p>
	<p>景観の調査・予測の範囲に「緑の10大拠点（川井・矢指・上瀬谷地区）」、「生物多様性保全上重要な里地・里山（三保・新治、川井・矢指・上瀬谷）」、東山ふれあい樹林、宮沢ふれあい樹林、宮沢・蟹沢特別緑地保全地区、和泉川流域の5つの水辺（宮沢地区）、全通院勢至堂（下瀬谷）を追加すること。</p>	<p>景観の調査・予測地点は、横浜市環境影響評価技術指針等を参考に、「主要な景観資源」及び「主要な眺望点」について市区が発行している既存資料やホームページの情報の収集・整理結果を基に選定し、「主要な景観資源」は対象事業実施区域周辺において景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるものを、「主要な眺望点」は不特定かつ多数のものが利用し景観資源を眺望する場所を選定しました。</p> <p>また、上記の「景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるもの」については、「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（方法書p3-93参照）において、「緑の10大拠点」として位置づけられており、「樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観を優先的に保全・活用する」とされているため、対象事業実施区域周辺の樹林地や農地、湧水や水辺を対象としています。</p> <p>「主要な景観資源」及び「主要な眺望点」は、上記の考え方にに基づき、方法書P3-97(表3.2-31)の脚注に示す、横浜市などが公表している資料を収集整理し、「主要な景観資源」は対象事業実施区域周辺の樹林地や農地、湧水や水辺を対象に旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域など15地点、「主要な眺望点」は景観資源を眺望する場所として、不特定かつ多数の方々にご利用されている瀬谷市民の森など10地点を選定しています。</p> <p>ご意見頂きました地点のうち、「緑の10大拠点（川井・矢指・上瀬谷地区）」、「生物多様性保全上重要な里地・里山（三保・新治、川井・矢指・上瀬谷）」は、これらの景観の構成要素となる「No.1 瀬谷市民の森」、「No.2 追分市民の森」、「No.3 矢指市民の森」、「No.4 上川井市民の森」、「No.9 三保市民の森」、「No.11 旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」、「No.12 川井・矢指風致地区の緑地」を調査地点として選定しています。</p> <p>また、「東山ふれあい樹林」は、No.5として選定しており、「宮沢ふれあい樹林」、「宮沢・蟹沢特別緑地保全地区」、「和泉川流域の5つの水辺（宮沢地区）」は、「No.19 東山・関ヶ原の水辺」として選定しています。</p> <p>なお、景観の調査・予測地点は、対象事業実施区域からの視認性を考慮し、対象事業実施区域より3km以内を調査範囲として設定しており、全通院勢至堂は、対象事業実施区域より3km以上離れているため、調査対象外としています。</p>

表 1 (3) 意見書の概要と事業者の見解

	意見書の概要	事業者の見解
	<p>本事業の対象事業実施区域は、大門川、相沢川、堀谷戸川、和泉川の水源となっており、これらの河川への還流を考え、水質汚染の対策として、遊水地に還元する装置を設置してほしい。また、水質の測定項目に硝酸性窒素を加えてほしい。</p>	<p>本事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に、公園整備をするものです。また、公園内の施設における排水処理は、公共下水道を利用する計画であり、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はありません。いただいたご意見については、関係部署に情報共有します。</p>
	<p>防衛省の土壌汚染調査では、56 か所で基準値超過が確認され詳細調査をしたと示されているが、どの区画の汚染度が高いか読み取れないため、市が行おうとしている対策が適切か判断できない。ドイツのように調査結果のデータ（範囲と深度）は全て記載してほしい。</p>	<p>防衛省の土壌汚染調査結果は、「令和2年9月 横浜市令和2年度 第9回横浜市環境影響評価審査会資料」を参考として記載しています。（方法書資料編参照）</p> <p>本事業の実施に当たっては、土地区画整理事業において適切な土壌汚染処理が行われた後、本事業の工事を実施します。</p> <p>本事業では工事において土壌汚染物質の使用や排出は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。（方法書 p5-4 参照）</p> <p>また、本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において土壌汚染を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。（方法書 p5-7 参照）</p>
その他	<p>公園の整備事業の場合、土壌汚染調査は 10m×10m では不十分である。いくつかの地点で 5m×5m、深度 1m で再度調査すべきである。</p>	<p>防衛省による土壌汚染調査は、土壌汚染対策法に基づき、地歴調査による土壌汚染の恐れ区分（方法書資料編 P 資料-1 参照）に応じて、適切に調査がなされています。</p>
	<p>民有地と言えど、米軍で使用した土地であるため、公共の土地とみなせる。民有地の土壌汚染調査結果を公開してほしい。</p>	<p>民有地の土壌汚染調査結果については、個人の資産に関する情報のため、方法書に記載はしていません。</p>
	<p>「汚染土壌（ほぐし）」という記載があるが、汚染土壌はほぐす必要はない。汚染土壌の処理は掘削排出が基本である。ほぐすことにより薄めて基準値以下にし、排出量を減らすことを示しているように感じられるが、公害等の総量規制に違反する。</p>	<p>方法書に汚染土壌（ほぐし）という記載はしていません。</p> <p>本事業の実施に当たっては、土地区画整理事業において適切な土壌汚染処理が行われた後、本事業の工事を実施します。</p> <p>本事業では工事において土壌汚染物質の使用や排出は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。（方法書 p5-4 参照）</p> <p>また、本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において土壌汚染を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。（方法書 p5-7 参照）</p>

表 1 (4) 意見書の概要と事業者の見解

	意見書の概要	事業者の見解
その他	<p>将来想定される課題への対応として、今必要としているのは医療施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷町に AED を増設してほしい。 ・ウイルスに対応した救急車、消防車、救急駐車場、訓練場所を増やしてほしい。 ・新ウイルス病院を整備してほしい。 	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。</p>
	<p>防犯カメラを設置してほしい。</p>	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。</p>
	<p>高齢者が多く、後期高齢者の危険運転や若者・中年のマナー違反が目立つ。少しでも事故を減らすために、細谷戸 5812 番細谷戸第 3 バス停側交差点に信号機を設置してほしい。</p>	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。</p>
	<p>県営細谷戸ハイツ内の道路の制限速度はもともと 30 km/h だったが、瀬谷団地連絡道路開通のため、40 km/h になってしまった。30km/h に戻してほしい。</p>	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。</p>
	<p>対象事業実施区域と県営細谷戸ハイツの間を通る道路の標識やミラーが見えないため、沿道の樹木を剪定してほしい。</p>	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。</p>
	<p>対象事業実施区域と県営細谷戸ハイツの間を通る道路に排水溝が整備されておらず、雨や台風の時に水が溢れて危険である。</p>	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。</p>
	<p>相沢七丁目 11 の信号機交差点から相沢七丁目 34 の進入口道路（一方通行）は、以前から裏道として利用されている。スクールゾーンで子供や高齢者、親子連れも通行するが、運転者のマナーが悪く、猛スピードで通行する車が多いため、人身交通事故が絶えない。横断歩道を設置し、この道を通行する車には他の道路に迂回してほしい。</p>	<p>本事業は、土地利用基本計画に基づき、郊外部の新たな活性化拠点の形成の一環として、公園整備をするものです。いただいたご意見については、関係部署に情報提供します。</p>